平成２８年（フ）第３０２号
大阪府岸和田市加守町４丁目32番５―303号
債務者　幸美装こと　高岡　明典
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
沖縄県那覇市真嘉比２丁目３番８号　シティオ・アレグレ306
債務者　原園　真弓
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１９７号
沖縄県那覇市古島１丁目20番地10　泉荘305
債務者　仲宗根ふき
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第１４号
埼玉県蕨市中央５―17―11メゾンわらび203号室、住民票上の住所埼玉県羽生市大字下新田199番地
破産者　渡辺　明男
1　主文　平成28年３月17日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「埼玉県蕨市中央５―７―11メゾンわらび203号室、住民票上の住所埼玉県羽生市大字下新田199番地」とあるのを、「埼玉県蕨市中央５―17―11メゾンわらび203号室、住民票上の住所埼玉県羽生市大字下新田199番地」と更正する。
2　決定年月日　平成28年７月６日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７６号
長崎県佐世保市桜木町10番17号
破産者　株式会社建塗
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２５０号
さいたま市西区湯木町２丁目50番地２
破産者　有限会社伸和技研
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８９号
東京都中央区八丁堀１丁目12番４号
破産者　有限会社アイ・ティ・オーシステムズ
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
福井県越前市朽飯町第11号15番地の４
破産者　株式会社小川組
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
福井市宝永４丁目１番８号
破産者　丸善電設株式会社
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１３７号
東京都中央区晴海３丁目６―８―4205
破産者　福川　順子
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１７７号
東京都港区西新橋１丁目９番１号
破産者　株式会社光和地建
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２６号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1930番地
破産者　有限会社内藤建設
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７９０号
広島市中区住吉町４番12号
破産者　日本ソーラーシステム株式会社
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３号
千葉県館山市香173番地の14
破産者　田口　恵子（旧姓我妻）
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第２４号
新潟県燕市源八新田444番地
破産者　アリューション株式会社
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５５５号
埼玉県鴻巣市箕田4209番地
破産者　有限会社川島商事運輸
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８１３号
埼玉県川口市東領家３丁目21番６号
破産者　栄晃産業株式会社
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
福井県小浜市遠敷９丁目302番地
破産者　株式会社井上工業
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８０６号
愛知県春日井市上条町６丁目2463番地の１
破産者　株式会社アイアンドエス
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６０号
神戸市長田区東尻池町２丁目11番６号
破産者　株式会社靴兵衛
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部